

清水町学校給食センター条例（昭和40年10月1日条例第27号）の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後		改正前	
(給食費の納付)		(給食費の納付)	
第3条 (略)		第3条 (略)	
2 (略)		2 (略)	
3 <u>町内に住所を有する幼稚園児は、給食費を無料とする。</u>		3 (略)	
4 (略)			
別表 (第3条関係)		別表 (第3条関係)	
区分	金額	区分	金額
小学校	1人1日当たり 220円	小学生	1人1日当たり 220円
中学校	1人1日当たり 270円	中学生	1人1日当たり 270円
幼稚園	1人1日当たり 125円	幼稚園児	1人1日当たり 125円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の清水町学校給食センター条例第3条第3項の規定は、令和元年10月1日以後の期間に対応する給食について適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。